

# 寄付金等受入規則

13規則第22号

平成13年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)への現金、有価証券、物品、土地及び建物等の資産(以下「寄付金等」という。)の寄付の受入基準等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 研究所は、寄付金等が次の各号に掲げる基準を満たしているときは、その寄付金等を受け入れることができる。

- 一 寄付金等が独立行政法人産業技術総合研究所法(平成11年法律第203号)第11条に定める業務のいずれかに資するものであること。
- 二 寄付金等が経済産業大臣から認可を受けた中期計画の範囲の研究に資するものであること。
- 三 寄付金等を寄付をしようとする者が研究所に対してその反対給付を求めないことが確認できること。

(寄付金等の申込み等)

第3条 寄付金等を研究所に寄付しようとする者(以下「申込者」という。)は、別紙様式による独立行政法人産業技術総合研究所寄付金等申込書(以下「申込書」という。)1通を研究所に提出する。

2 研究所は、申込書を受理したときは、前条の基準によりその内容を審査し、寄付金等の受入の可否を決定した上で、その旨を申込者に通知する。

(寄付の要請)

第4条 研究所は、第2条の基準を満たすことを条件に、研究所以外の者に対して研究所への寄付金等の寄付を要請することができる。

(適用除外)

第5条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を申込者等に対して適用しないことができる。

- 一 寄付金等が国、独立行政法人又は地方公共団体からの寄付である場合
- 二 その他、特別な事情がある場合

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、その他寄付金等の取扱いに関して必要な事項は、研究所の関係者との協議により定めることができる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別紙様式

番 号  
平成 年 月 日

独立行政法人産業技術総合研究所寄付金等申込書

独立行政法人産業技術総合研究所  
理事長 殿

住 所  
氏名又は名称及び  
法人にあっては代表者名 印  
担当者 電話

寄付金等受入規則（13規則第22号）の規定を了解し、下記のとおり、貴研究所に寄付金等を  
寄付いたしたく申し込みます。

記

- 1 寄付金等の目的
- 2 寄付金等の金額又は品名
- 3 寄付金等に係る条件等
- 4 その他の希望する事項